

災害時医療体制の充実強化に向けた協働に関する 横浜市と横浜在宅看護協議会との協定実施細目

横浜市（以下「甲」という。）と横浜在宅看護協議会（以下「乙」という。）が、平成31年2月20日をもって締結した「災害時医療体制の充実強化に向けた協働に関する横浜市と横浜在宅看護協議会との協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（趣旨）

第1条 協定第2条の規定による協力要請は、災害時における医療救護の協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、口頭、電話、ファックス等で行うことができる。

2 前項ただし書きの規定により要請した場合は、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第2条 協定第5条の規定による報告は、医療救護活動実施報告書（第2号様式）によるものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定第7条に規定する補償等の請求、又は災害救助法による費用弁償等を請求する場合は、医療救護活動に係る費用弁償等請求書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 乙の派遣に要する経費

派遣会員名簿（第4号様式）

(2) 乙の会員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

ア 医療救護活動における事故報告書（第5号様式）

イ 医療救護活動に係る事故等の概要（第6号様式）

（費用弁償等の支払い）

第4条 前条の規定により費用弁償等の請求があった場合は、請求内容を確認のうえ、適当と認めるときは、費用弁償等の額を速やかに支払うものとする。

（協議）

第5条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この実施細目の有効期間は、実施細目締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、この実施細目の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何等かの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この実施細目の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月20日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長 林 文子

乙 横浜市鶴見区鶴見中央5-2-11 アバンサーダ鶴見101

横浜在宅看護連絡協議会

会長 栗原 美穂子